

# 令和8年度有田地域こども食堂支援ネットワーク支援業務委託募集要項

---

## 1 業務名

令和8年度有田地域こども食堂支援ネットワーク支援業務委託

## 2 業務目的

別紙仕様書のとおり

## 3 業務内容

別紙仕様書のとおり

## 4 委託金額（予定額）

金1,248,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※本契約は、和歌山県令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務であるため、和歌山県議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。

## 5 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 6 応募資格

- (1)有田地域のこども食堂運営者でないこと。
- (2)業務遂行能力を有し、実施体制を整えていること
- (3)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (4)民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (5)債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6)国税及び県税の滞納がない者であること。
- (7)宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

## 7 提出書類

- ・応募申請書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・住民票（個人の場合のみ必要）
- ・定款及び法人登記事項証明書（法人の場合のみ必要）
- ・規約及び代表者の住民票（法人格の無い団体の場合のみ必要）

## 8 選考方法

書類審査及び面接審査により総合的に評価し、最も優れた者を選定する。

## 9 スケジュール

- ・公募開始：令和8年3月10日（火）
- ・提出期限：令和8年3月18日（水）必着
- ・書類及び面接審査：令和8年3月23日（月）
- ・結果通知：審査後、速やかに実施
- ・業務開始：令和8年4月1日

## 10 その他留意事項

- ・提出書類は返却しない。
- ・応募に関する内容については秘密を保持する。

## 11 担当及び問い合わせ先

〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅 2355-1

有田地域こども食堂支援ネットワーク事務局

（有田振興局地域づくり部地域づくり課内）

TEL 0737-64-1276

FAX 0737-64-1274

MAIL e1304201@pref.wakayama.lg.jp

(様式1)

## 応募申請書

年 月 日

有田地域こども食堂支援ネットワーク  
会長 児嶋 史晃 様

(申請者) 住所または主たる事務所の所在地

団体の名称 (個人で応募の場合は不要)

氏名または団体代表者の職・氏名  
(自署または記名押印)

電話番号  
(携帯電話番号)

令和8年度有田地域こども食堂支援ネットワーク支援業務委託に、必要書類を添えて申請します。

1	こども食堂について こども食堂についての考えや印象等を自由に記載してください。
2	実施体制 業務を行う人数を記載してください。  _____人
3	申請者または申請団体について 今回の業務委託内容について、得意とする点やPRしたい点を記載してください。 また、これまでに地域支援活動やこども支援に関する経験、行政との協働実績等があれば記載してください。

(様式2)

## 誓約書

年 月 日

有田地域こども食堂支援ネットワーク  
会長 児嶋 史晃 様

住所または主たる事務所の所在地

団体の名称（個人で応募の場合は不要）

氏名または団体代表者の職・氏名  
（自署または記名押印）

令和8年度有田地域こども食堂支援ネットワーク支援業務を受託するにあたり、下記のとおり誓約します。

なお、相違があった場合は、審査の結果が無効になることを承諾します。

### 記

- 1 有田地域のこども食堂の運営者でないこと。
- 2 業務遂行能力を有し、実施体制を整えていること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- 5 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- 6 国税及び県税の滞納がない者であること。
- 7 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。